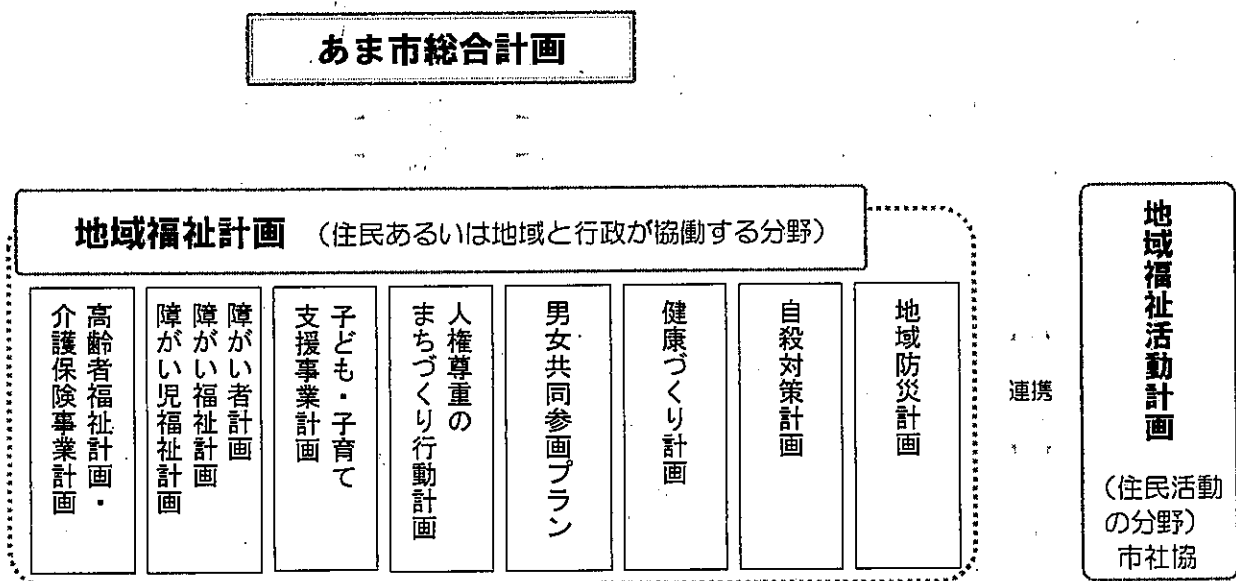


#### (4) 計画の位置づけ

改正社会福祉法により、地域福祉計画は、高齢者、障がいのある人、児童等の福祉分野計画の上位計画として位置付けられたことから、本計画では市総合計画の下、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、子どもからお年寄り、障がいのある人ない人も、すべての人々を対象として、地域の福祉課題を解決していくための取組を示すものとして位置づけます。また、あま市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定する第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画とも整合を図り、相互に連携した計画とします。

#### 総合計画及び個別計画との関係



※国の関連計画：「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）

※県の関連計画：「愛知県地域福祉支援計画（あいち健康福祉ビジョン2020）」（平成28年度～）

※関連する法律：「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月施行）

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年5月施行）